

平成 2 7 年泉北環境整備施設組合議会

第 2 回定例会 会議録

平成 2 7 年 7 月 1 0 日（金）

泉北環境整備施設組合議会

1 平成27年7月10日（金）午前10時、泉北環境整備施設組合議会第2回定例会を本組合議場に招集した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番	二瓶	貴博	君	2番	出川	康二	君
3番	久保田	和典	君	4番	森	博英	君
5番	古賀	秀敏	君	6番	溝口	浩	君
7番	野田	悦子	君	8番	丸谷	正八郎	君
9番	中谷	昭	君	10番	森下	巖	君
11番	森	久往	君	12番	知覧	正勝	君
13番	坂本	健治	君	14番	山本	秀明	君
15番	岡	博子	君				

1 欠席議員は、次のとおりである。

なし

1 地方自治法第121条の規定により、本会に出席を求め出席したるものは、次のとおりである。

管 理 者	阪口	伸六	副 管 理 者	辻	宏康
副 管 理 者	伊藤	晴彦	事 務 局 長	竹田	竜彦
会 計 管 理 者	池治	久美子	総 務 部 長	炭谷	力
環 境 部 長	野本	順一	総 務 部 理 事	重里	紀明
総 務 部 次 長	中嶋	護	総 務 部 次 長 兼 議 会 事 務 室 長 兼 監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	池尾	秀樹
総 務 課 長	飯坂	孝生	総 務 部 長 兼 総 務 人 事 課 長	渡邊	一午
環 境 部 次 長	逢野	典夫	環 境 部 次 長	前田	隆

環境部
環境事業課長

堀場 壽

環境部
泉北クリーンセンター所長
兼第1事業所長

藤原 義雄

環境部
資源循環型社会推進課長

田中 達男

- 1 本会に出席の事務局職員は次のとおりである。

総務部総務課参事
兼課長代理

西田 尚史

総務部
総務人事課長代理

大西 英明

1 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第 1		議席の指定について
日程第 2		会議録署名議員の指名について
日程第 3		会期の決定について
日程第 4	議選第 1 号	副議長の選挙について
日程第 5	議会議案第 5 号	議長辞職の許可について
日程第 6	議選第 2 号	議長の選挙について
日程第 7	議選第 3 号	議会運営委員会委員の選任について
日程第 8	議案第 1 1 号	監査委員の選任について
日程第 9	議案第 1 2 号	監査委員の選任について
日程第 1 0	報告第 2 号	例月現金出納検査の結果報告について (平成26年度平成27年 1～3 月分)
日程第 1 1	報告第 3 号	例月現金出納検査の結果報告について (平成26年度平成27年 4 月分、5 月分 平成27年度平成27 年 4 月分、5 月分)
日程第 1 2	報告第 4 号	平成26年度定期監査の結果報告について
日程第 1 3	報告第 5 号	専決処分の承認を求めることについて (平成26年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算 (第 4 号))
日程第 1 4	報告第 6 号	専決処分の承認を求めることについて (泉北環境整備施設組合高石処理場の建設工事委託に關す る協定の一部を変更する協定の締結について)
日程第 1 5	報告第 7 号	専決処分の承認を求めることについて (泉北環境整備施設組合の職員の給与に關する条例等の一 部を改正する条例制定について)
日程第 1 6	報告第 8 号	平成26年度泉北環境整備施設組合一般会計予算継続費繰越 計算書の報告について
日程第 1 7	報告第 9 号	平成26年度泉北環境整備施設組合一般会計予算繰越明許費繰 越計算書の報告について

日程第 1 8 議案第 1 3 号 平成27年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第 1 号）について

(午前10時6分開会)

○議長(山本秀明君) お待たせいたしました。

ただいま出席議員は14名の出席をいただいておりますので、平成27年泉北環境整備施設組合議会第2回定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

なお、本日の日程につきましては、議会申し合わせ事項により議会運営委員会委員の選任についてまでの議事の取り扱い及び日程につきましては私が決定させていただくものとして、お手元にご配付いたしております日程により議事を進めてまいりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、お手元の日程どおり順次議事を進めてまいります。

日程第1、議席の指定についてを議題といたします。

本件につきましては、本組合議会会議規則第4条第1項の規定に基づきまして、私より指名させていただきます。

1番 二瓶貴博議員、2番 出川康二議員、3番 久保田和典議員、4番 森 博英議員、5番 古賀秀敏議員、6番 溝口 浩議員、7番 野田悦子議員、8番 丸谷正八郎議員、9番 中谷 昭議員、10番 森下 巖議員、以上のとおり議席を指定いたします。

その他の議員さんにおかれましては、従前の議席でお願いをいたします。

続きまして、**日程第2、会議録署名議員の指名について**であります。本組合議会会議規則第87条の規定により、私よりご指名申し上げます。

1番 二瓶貴博議員、13番 坂本健治議員のご両名をお願いをいたします。

引き続きまして、**日程第3、会期の決定について**を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしまして、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたします。

次に、**日程第4、議選第1号、副議長の選挙について**を議題といたします。

本件につきましては、既にご協議をいただいておりますので、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選の方法により当選人を定めることとし、私より指名申し上げたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とし、私よりご指名申し上げます。

3番 久保田和典議員を副議長当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議選第1号、副議長の選挙については、3番 久保田和典議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました久保田和典議員が議場におられますので、本席から本組合議会会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選人を告知いたします。

それでは、久保田和典議員より、副議長就任のご挨拶を申し上げたき旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

どうぞ、久保田議員。

○副議長（久保田和典君） 副議長の就任に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、不肖私が議員皆様方のご推挙によりまして本組合議会副議長に当選させていただきましたことを、この上もなく光栄に存じますとともに、その責任の重大さを痛感いたしておる次第でございます。

議長を支え、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりますので、皆様のご支援とご協力、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単粗辞ではございますが、就任に当たりましてお礼を兼ねてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本秀明君） ありがとうございます。挨拶が終わりました。

次の日程第5につきましては、私の身分に関する件でございますので、ここで副議長と議長職を交代させていただきます。

副議長、よろしくお願いいたします。皆さん、ご協力どうもありがとうございました。

○副議長（久保田和典君） それでは、しばらくの間、私が議長職を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第5、議会議案第5号、議長辞職の許可についてを議題といたします。

本件につきましては、山本秀明議員より議長の辞職願が提出されたことによるものでございます。

ここで、地方自治法第117条の規定のより、山本秀明議員の除斥を求めます。

(山本議員退席)

お諮りいたします。

山本秀明議員の議長辞職について許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、山本秀明議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、山本秀明議員の除斥を解きます。

(山本議員着席)

ここで、山本秀明議員より議長退任のご挨拶を申し上げたき旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

山本秀明議員。

○14番(山本秀明君) 退任に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げたいと存じます。

ただいま本組合議長を辞任させていただきました。在職中は、公私にわたり格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年10月、はからずも議長にご指名いただき、およそ9カ月、大過なく職務を全うできたことは、ひとえに議員各位のご支援、ご協力、また、管理者初め理事者の皆様にもご協力いただきまして、改めまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

これからは、一議員といたしまして、組合行政進展のため全力を尽くしてまいりたいと存じておりますので、変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、まことに簡単ではございますが、退任に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○副議長(久保田和典君) 挨拶が終わりました。

続きまして、**日程第6、議選第2号、議長の選挙について**を議題といたします。

本件につきましては、既にご協議をいただいておりますので、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選の方法により当選人を定めることとし、私よりご指名を申し上げたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選として、私よりご指名を申し上げます。

6番 溝口 浩議員を議長当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議選第2号、議長の選挙につきましては、6番 溝口 浩議員が議長に当選されました。

議長に当選されました溝口 浩議員が議場におられますので、本席から、本組合会議会議規則第32条第2項の規定により議長当選人を告知いたします。

それでは、溝口 浩議員より議長就任のご挨拶を申し上げたき旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

溝口議員。

○6番（溝口 浩君） 6番、溝口でございます。

このたび、議員皆様方のご推挙によりまして、本組合議会議長につくことになりました。まことに身に余る光栄でございます。心より感謝申し上げる次第でございます。

議会運営に当たりましては、皆様方の温かいご指導、ご鞭撻を賜りまして、公正かつ円滑な議会運営に努め、また、本組合の発展と市民福祉の推進に誠心誠意努力をいたす所存でございます。今後とも皆様方のご協力、ご指導を重ねてお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○副議長（久保田和典君） 挨拶が終わりました。

それでは、新議長が誕生いたしましたので、これをもちまして議長職を交代いたしたいと思っております。

溝口議長、議長席におつきいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご協力ありがとうございました。

○議長（溝口 浩君） それでは、よろしくお願いをいたします。議長職をとらせていただきます。

引き続きまして、**日程第7、議選第3号、議会運営委員会委員の選任について**を議題いたします。

本件につきましては、既にご協議をいただいておりますので、本組合議会委員会条例第4条第1項の規定に基づき私よりご指名を申し上げ、選任させていただきたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、私よりご指名申し上げます。

1番 二瓶貴博議員、4番 森 博英議員、8番 丸谷正八郎議員、10番 森下 巖議員、

12番 知覧正勝議員、15番 岡 博子議員、以上、6名の方々を選任いたしたいと思います。
これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議選第3号、議会運営委員会委員の選任については、ただいまご指名申し上げましたとおり選任することに決定をいたしました。

また、正副委員長も委員各位のご同意をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

委員長には8番 丸谷正八郎議員、同じく副委員長には4番 森 博英議員、以上の方々
に委員長並びに副委員長をお願いすることに相なりましたので、よろしくお願いを申し上げます。

この時点で、暫時休憩をいたします。

なお、ただいまより議会運営委員会を開催し、これ以降の議事の取り扱い及び議事日程等
についてご審議をお願いしたいと存じますので、ただいま選任されました議会運営委員会委員
及び副議長は会議室のほうにお集まり願います。他の議員さんはそのまましばらくご休憩
をお願いいたします。

(午前10時19分休憩)

(午前10時28分再開)

○議長(溝口 浩君) 長らくお待たせをいたしました。

ただいまより会議を再開いたします。

なお、本日のこれよりの日程、日程8以降につきましては、議会運営委員会の決定により
まして、お手元にご配付をいたしております日程によりまして、順次議事を進めてまいりたい
と思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、順次議事を進めてまいります。

それでは、ここで管理者より組合議会招集の挨拶のための発言の申し出がありますので、
これを許可いたします。

阪口管理者。

○管理者(阪口伸六君) 議長さんのお許しをいただきましたので、本組合議会第2回定例会
の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員皆様方におかれましては、本日の定例会、公私何かとご多忙のところ、ご出席をいた

だき、本当にありがとうございます。

また、このたび新たに溝口議長さん、久保田副議長さんが就任されました。今後ともいろいろとお世話になるうかと思いますが、よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

本日上程させていただきます案件でございますが、議案といたしまして監査委員の選任の案件など3件、また、報告案件といたしまして、例月現金出納検査の結果報告など8件を予定させていただいております。

いずれの案件につきましても、上程の際にはご説明申し上げますが、どうかよろしくご審議をいただきまして、ご承認、ご可決賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（溝口 浩君） 管理者の挨拶が終わりました。

引き続き、議事に入ります。

日程第8、議案第11号、監査委員の選任についてを議題といたします。

それでは、本件につきまして管理者より説明を求めます。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） ただいま上程されました議案第11号、監査委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

これまで監査委員を務めていただいております山出邦夫氏におかれましては、大変お世話になりましたが、一身上の都合により、本年6月30日付で辞職をされましたので、新たに北山 保氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び本組合同規約第12条第2項の規定によりまして、議会のご同意を賜りたくここにご提案申し上げた次第でございます。

北山 保氏の経歴につきましては、お手元にご配付いたしております資料のとおり、すぐれた識見と豊かな経験をお持ちであり、本組合監査委員として最適任者であると確信をいたしておる次第でございます。

何とぞよろしくご審議いただきまして、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（溝口 浩君） 管理者の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきまして同意することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号、監査委員の選任については、提案どおり同意

することに決定をいたしました。

続きまして、**日程第9、議案第12号、監査委員の選任について**を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、森 久往議員に除斥を求めます。

(森議員退席)

それでは、本件につきまして管理者より説明を求めます。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） ただいま上程されました議案第12号、監査委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本組合監査委員のうち、議会議員の中から選任をされておりました畑中政昭議員には大変お世話になりましたが、4月30日の議員任期の満了に伴い、その後任といたしまして、森久往議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項並びに本組合同約第12条第2項の規定に基づきまして議会のご同意を賜りたく、ここにご提案申し上げた次第でございます。

森 久往議員は、平成24年、和泉市議会議員にご就任になり、厚生文教委員会副委員長を初め要職を歴任され、豊富な知識と経験は本組合監査委員として最適任者であると確信をいたしておる次第であります。

どうかよろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。ご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（溝口 浩君） 管理者の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきまして同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第12号、監査委員の選任については、提案どおり同意することに決定をいたしました。

ここで、森 久往議員の除斥を解きます。

(森議員着席)

次に、**日程第10、報告第2号及び日程第11、報告第3号**は、いずれも監査委員よりの例月現金出納検査の結果報告でございまして、議会運営委員会の決定により、一括議題といたします。

本件につきまして質疑がありましたらお受けをいたします。質疑のご発言はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、本件につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく報告があったものとして処理をいたします。

次に、**日程第12、報告第4号、平成26年度定期監査の結果報告について**を議題といたします。

本件につきまして質疑がありましたらお受けをいたします。質疑のご発言はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、本件につきましては、地方自治法第199条第9項の規定に基づく報告があったものとして処理をいたします。

続きまして、**日程第13、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第4号））**を議題といたします。

本件につきまして事務局より内容説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長（炭谷 力君） 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました報告第5号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第4号））につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の44ページをお願いいたします。

本件は、資源化センター整備事業につきまして、平成26年度国の補正予算に伴い交付金の追加内示を受けたもので、平成26年度内において予算措置が必要となり、平成27年3月25日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、ご承認を求めるものでございます。

内容につきましてご説明申し上げます。

45ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正につきまして、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億9,735万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ58億48万4,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条の既定の継続費の変更は、交付金の追加内示に伴う資源化センター整備事業費の年

割額の変更で、第2表継続費補正によるものでございます。

第3条は既定の地方債の変更で、第3表地方債補正によるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。

51ページをお願いいたします。

3、歳出、第4款ごみ処理費、第1項ごみ処理場運営費につきましては、11億9,735万6,000円を追加したものでございます。資源化センター整備事業におきまして国の補正予算に伴う交付金の追加内示により、平成27年度事業費の一部を平成26年度に振りかえたもので、委託料の工事施工監理委託料で1,901万9,000円、工事請負費では、建設工事費で11億7,833万7,000円を追加したものでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。

50ページをお願いいたします。

2、歳入、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金につきましては、3億7,908万4,000円を追加するもので、国の補正予算に伴い、平成27年度の交付金対象事業費全額を平成26年度に振りかえ、追加内示を受けたものでございます。

次の第6款諸収入、第2項雑入につきましては、17万2,000円を追加し、次の第7款組合債、第1項組合債につきましては、ごみ処理事業債といたしまして、交付金の追加内示等に伴う資源化センター整備事業費の追加により、8億1,810万円を追加したものでございます。

次に、恐れ入ります、47ページをお願いいたします。

第2表継続費補正でございますが、資源化センター整備事業費は、本表のとおり、平成26年度、27年度の2カ年継続事業でございまして、平成26年度の国の補正予算に伴う交付金の追加により、上段の施工管理業務委託料で、1,901万9,000円を平成27年度から26年度に振りかえ2,657万9,000円とし、下段の建設工事費では、11億7,833万7,000円を平成26年度に振りかえ12億8,147万7,000円とし、全体で11億9,735万6,000円を平成26年度に振りかえたもので、継続費総額の変更はなく、年割額の変更を行ったものであります。

次の48ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございますが、資源化センター整備事業費の追加によりごみ処理事業の限度額を8億1,810万円追加いたしまして、10億2,080万円とし、一般会計の限度額を10億9,840万円と定めたものでございます。

以上が、平成26年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして説明を終わります。

○議長（溝口 浩君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定によりまして、これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本件につきまして承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、報告第5号、専決処分の承認を求めることにつきましては、報告どおり受理し、承認することに決定をいたしました。

続きまして、**日程第14、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて（泉北環境整備施設組合高石処理場の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について）**を議題といたします。

本件につきまして事務局より内容説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長（炭谷 力君） 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました報告第6号、専決処分の承認を求めることについて（泉北環境整備施設組合高石処理場の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結）につきましてご説明申し上げます。

議案書の53ページをお願いいたします。

本件は、平成25年度より日本下水道事業団に委託しておりました高石処理場の建設工事につきまして、平成26年度末をもって工事費の精算を行うに当たり、工事費に減額が生じ、協定の一部を年度内に変更する必要があったため、平成27年3月25日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、

ご承認を求めるものでございます。

内容につきましてご説明申し上げます。

次の54ページでございます。

1、契約の金額につきましては、3億6,568万円から724万円を減額し、3億5,844万円に変更したものでございます。

以上が、泉北環境整備施設組合高石処理場の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についての概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

○議長（溝口 浩君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定によりまして、これより質疑をお受けいたします。質疑のご発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論のご発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本件につきまして承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、報告第6号、専決処分の承認を求めることについては、報告どおり受理し、承認することに決定をいたしました。

次に、日程第15、報告第7号、専決処分の承認を求めることについて（泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について）を議題といたします。

本件につきまして事務局より内容説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長（炭谷 力君） 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました報告第7号、専決処分の承認を求めることについて（泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定）につきまして、ご説

明申し上げます。

議案書の56ページをお願いいたします。

本件につきましては、平成26年の人事院勧告において給与改定が勧告されたことに伴い、国家公務員及び組合市の改正状況を見定め、組合市の決定に合わせ本組合職員の給与に関する条例等の一部を改正するため、平成27年3月25日付、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、ご承認を求めますのでございます。

内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

65ページをお願いいたします。

第1条改正は、本組合の職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、条例第34条の勤勉手当につきましては、人事院勧告に準じ、第2項第1号で、一般職の職員については、平成26年12月支給率を100分の15引き上げ100分の82.5とするものでございます。また、同項第2号では、再任用職員の支給率につきましても、100分の5引き上げ100分の37.5とするものでございます。

次の66ページでございます。

附則第11号でございますが、今般、勤勉手当の支給率の引き上げに伴い勤勉手当の支給総額の調整を図る必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

第1条改正の勤勉手当の規定は、平成26年12月1日から適用するものでございます。

次の、条例第6条関係の給料表につきましても、人事院勧告に準じ、61ページ、62ページに記載しております別記1の給料表のとおり、平均0.3%引き上げ、平成26年4月1日から適用するものでございます。

次の、2条改正は、第1条で改正いたしました勤勉手当の平成27年4月1日以降の規定でございまして、条例第34条第2項第1号の一般職の職員につきましては次の67ページでございます100分の75に改め、同項第2号の再任用職員につきましても、100分の35に改めるものでございます。

次の条例附則第8項は、特定職員に対する減額措置の期間につきまして、平成30年3月31日までと定めるものでございます。また、附則第11号では、平成27年4月1日以降の勤勉手当の支給率の改正により、勤勉手当の支給総額の調整を図る必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次の68ページの条例第6条関係の給料表につきましては、人事院勧告による給与制度の総

合的見直しに伴う改定についてございまして、国家公務員の給与改定に準じ、63、64ページに記載しております別記2の給料表のとおり、平均2%引き下げ、平成27年4月1日から施行するものでございますが、60ページに記載しております条例附則第5項において、給料の切りかえ日から平成30年3月31日までの間、現給保障措置を講ずるものでございます。

次の3条改正につきましては、本組合特別職の職員の給与に関する条例及び本組合の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部改正でございまして、68ページの下段は特別職の職員の期末手当の改正で、条例第4条第2項を、一般職の職員の給与改正に準じ、平成26年12月の支給率を100分の15引き上げ100分の220に改めるものでございます。

次の69ページでございます。

組合議員の期末手当につきましても、条例第4条第2項を、一般職の職員の給与改正に準じ、平成26年12月の支給率を100分の15引き上げ100分の220に改めるものでございます。

第3条改正の規定につきましては、平成26年12月1日から適用するものでございます。

次の第4条改正は、第3条で改正いたしました特別職の職員の及び組合議員の期末手当の平成27年4月1日以降の規定でございまして、6月支給率を100分の197.5に、12月支給率を100分の212.5にそれぞれ改めるもので、平成27年4月1日より施行するものでございます。

次の第5条改正は、本組合職員の退職手当に関する条例の一部改正で、71ページをお願いいたします。

第7条の4第1項の退職した者に対する退職手当の調整額につきまして、国家公務員の退職手当の調整額の改正に準じ改正するものでございます。

次の72ページと同条第4項は、勤続期間が24年以下の退職した者に対する調整額の規定を明確にしたものでございます。

第5条改正の規定は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上が、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の内容でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

○議長（溝口 浩君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定によりまして、これより質疑をお受けいたします。質疑のご発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論のご発言はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本件につきまして承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、報告第7号、専決処分の承認を求めることについては、報告どおり受理をいたしまして、承認することに決定をいたしました。

続きまして、**日程第16、報告第8号、平成26年度泉北環境整備施設組合一般会計予算継続費繰越計算書の報告について**を議題といたします。

本件につきまして事務局より内容説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長（炭谷 力君） 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました報告第8号、平成26年度泉北環境整備施設組合一般会計予算継続費繰越計算書の報告につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の75ページをお願いいたします。

本件につきましては、平成26、27年度の2カ年継続事業として進めております資源化センター整備事業におきまして、平成26年度の国の補正予算に伴い交付金の追加内示を受け、平成26年度事業費の追加補正をいたしました。追加事業費につきましては平成27年度に逓次繰越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

内容につきましてご説明申し上げます。

次の76ページをお願いいたします。

上段の資源化センター建設工事施工監理業務委託料につきましては、平成26年度予算現額2,675万9,000円のうち756万円を支出し、残額1,901万9,000円を翌年度に逓次繰越したものでございます。財源内訳は、前年度からの繰越金5万8,000円、未収入特定財源の国庫支出金316万1,000円、地方債1,580万円となっております。

下段の資源化センター建設工事費につきましては、平成26年度予算現額12億8,147万7,000

円のうち1億314万円を支出し、残額11億7,833万7,000円を翌年度に逡次繰越したものでございます。財源内訳は、前年度からの繰越金11万4,000円、未収入特定財源は国庫支出金3億7,592万3,000円、地方債8億230万円となっております。

以上、平成26年度泉北環境整備施設組合一般会計予算継続費繰越計算書につきましてご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（溝口 浩君） 説明が終わりました。

本件につきまして質疑がありましたらお受けをいたします。

質疑のご発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、本件につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定による報告があったものとして処理をいたします。

続きまして、**日程第17、報告第9号、平成26年度泉北環境整備施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について**を議題といたします。

本件につきまして事務局より内容説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長（炭谷 力君） 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました報告第9号、平成26年度泉北環境整備施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の77ページをお願いいたします。

本件は、平成27年第1回定例会にて王子川都市下水路の矢板改修工事につきまして繰越明許の議決をいただき、平成27年度に明許繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、議会にご報告申し上げます。

内容につきましてご説明申し上げます。

78ページをお願いいたします。

王子川都市下水路矢板改修工事につきましては、翌年度繰越額は2,749万5,720円で、財源内訳は、未収入特定財源の地方債で2,470万円、一般財源は279万5,720円となっております。

以上、平成26年度泉北環境整備施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましてご報告申し上げます。

○議長（溝口 浩君） 説明が終わりました。

本件につきまして質疑がございましたらお受けをいたします。

質疑のご発言はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告があったものとして処理をいたします。

引き続きまして、**日程第18、議案第13号、平成27年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第1号)**についてを議題といたします。

本件につきまして提案説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長(炭谷 力君) 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました議案第13号、平成27年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の79ページをお願いいたします。

本件は、平成26年度国の補正予算に伴う交付金の追加内示により、平成27年度の資源化センター整備事業費の一部を平成26年度へ振りかえたことによる歳入歳出予算の調整と、給与改正及び人事異動による人件費の増減調整を行うものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条のとおり既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12億1万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億6,966万8,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は、既定の地方債の変更で、第2表地方債補正によるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳出よりご説明申し上げます。

86ページをお願いいたします。

3、歳出、第1款議会費、第1項議会費につきましては、議員報酬等に関する条例の一部改正に伴い、議員期末手当で5万1,000円を追加するものでございます。

次の第2款総務費、第1項総務管理費につきましては、特別職及び職員の給与に関する条例の一部改正及び人事異動による職員数2人の増により、人件費で1,736万9,000円を追加するものでございます。

次の87ページをお願いいたします。

第3款し尿処理費、第1項し尿処理場運営費につきましては、職員の給与に関する条例の一部改正及び人事異動により、人件費で11万1,000円を追加するものでございます。

次に、87ページから88ページでございます。

第4款ごみ処理費、第1項ごみ処理場運営費につきましては、12億1,789万2,000円を減額するものでございます。職員の給与に関する条例の一部改正及び人事異動による職員数2人の減により、給与、職員手当、共済費の人件費で2,053万6,000円を減額するものでございます。

次の委託料及び工事請負費につきましては、平成26年度の国の補正予算に伴う交付金の追加内示により、資源化センター整備事業費の一部を平成26年度に振りかえたもので、委託料の施工監理業務委託料で1,901万9,000円、工事請負費では、建設工事費で11億7,833万7,000円を減額するものでございます。

次の89ページをお願いいたします。

第5款下水道費、第1項都市下水路費につきましては、職員の給与に関する条例の一部改正及び人事異動により、人件費で34万4,000円を追加するものでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。

84ページをお願いいたします。

2、歳入、第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、8,910万3,000円を減額するものでございます。資源化センター整備事業費の平成26年度の振りかえ及び人件費の減額によるものでございます。

次の85ページの第3款国庫支出金、第1項国庫補助金につきましても3億8,731万4,000円を減額するものでございます。平成26年度の国の補正予算により、資源化センター整備事業費の平成27年度交付金対象事業費全額を平成26年度に振りかえ、全額の内示を受けたものでございます。

次の第7款組合債、第1項組合債につきましても、7億2,360万円の減額で、資源化センター整備事業費の減額によるものでございます。

次に、82ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございますが、資源化センター整備事業費の減額により、ごみ処理事業の限度額を7億8,150万円から7億2,360万円減額の5,790万円とし、一般会計の限度額を1億6,020万円と定めるものでございます。

以上が、平成27年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。

す。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（溝口 浩君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定によりまして、これよりご質疑をお受けいたします。ご質疑のご発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論のご発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号、平成27年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第13号については原案どおり可決をいたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして管理者より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 本定例会の閉会に当たりまして、御礼のご挨拶を申し上げます。

本日は、ご提案申し上げました案件につきまして、議員各位におかれましては慎重にご審議を賜り、全てご同意、ご承認、ご可決等を賜り、厚く御礼を申し上げます。

現在、循環型社会を目指しまして、新たな拠点となります資源化センター整備事業を推進させていただいております。平成28年4月稼働を目指し、現在、鋭意取り組んでおるところでございます。

今後とも、我々3管理者、また、職員一同、全力を挙げまして組合行政の推進のために努力してまいる所存でございます。議員各位におかれましては、今後とも組合運営に格別のご理解とご協力、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます次第であります。

す。

結びになりますが、暑さいよいよ厳しく相なってまいります。皆様方におかれましてはくれぐれもご自愛いただきまして、ご活躍いただきますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうも本日はありがとうございました。

○議長（溝口 浩君） 管理者の挨拶が終わりました。

それでは、これもちまして平成27年泉北環境整備施設組合議会第2回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午前11時4分閉会）

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北環境整備施設組合議会議長 溝 口 浩

泉北環境整備施設組合議会議副議長 久保田 和 典

泉北環境整備施設組合議会議前議長 山 本 秀 明

同 署 名 議 員 二 瓶 貴 博

同 署 名 議 員 坂 本 健 治